

令和7年度工事種別の総合点算出基準

【総合点の付与について】

木津川市が発注する建設工事の競争入札参加者の資格を定める総合点は、以下の客観点と主観点を合計したものとする。

総合点の付与については、市内に主たる営業拠点を有する業者（以下「市内業者」という。注1参照）であって、かつ、当該営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算して1年以上経過して営業の実態がある者を対象に、建設工事29業種のうち、土木一式、建築一式、舗装の3業種（以下「資格業種」という。）について総合点を付与するものとし、それ以外の業種（注2参照）については総合点の付与をせず、「資格有り」とする。

なお、市内業者であっても木津川市内に主たる営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算し、1年未満である場合は総合点の付与は行わないものとする。また、1年以上経過している場合であっても、経過後において競争入札参加資格審査が初年度（臨時受付の場合を含む。）に該当する場合は総合点の付与は行わないものとする。

令和6年2月の受付以降に初めて競争入札参加資格審査申請書を提出し、認定された市内業者については、以下の特例を適用するものとする。

- (ア) 競争入札参加資格審査において総合点の付与が初回又は2回目（ともに臨時受付の場合を含む。）に該当する場合、資格業種について総合点を付与するものとするが、土木一式及び舗装においては総合点を最大699点まで、建築一式においては総合点を最大749点までに制限するものとする。（総合点が各上限に達していない場合は、達する前の点を総合点として付与するものとする。）なお、本項は、初回（未継続期間がある場合は、継続を再開した直近の申請を初回とする）の競争入札参加資格審査申請書の提出から市内業者として有資格者であることが継続されている場合にのみ適用する。
- (イ) 競争入札参加資格審査において総合点の付与が初回又は2回目（ともに臨時受付の場合を含む。）となる時点において、有資格者であることが継続されていない期間がある場合は、当該審査を初年度（臨時受付の場合を含む。）として扱い、総合点の付与は行わないものとし、以降前項を適用するものとする。

算式：[総合点] X = P + B - C + D + E + F

(客観点)

P : 経営事項審査数値

資格審査基準日（令和7年2月1日）の1年7月前の直後の事業年度終了の日以降に受けた直近の経営事項審査値（審査基準日及び審査結果通知日が令和5年7月1日から令和7年1月31日までのもので、かつ、令和7年1月31日時点で最新のもの。）

とする。

(主観点)

B : 工事成績による評定点（注3参照）

C : 不誠実な行為の有無及び信用状態等による減点

過去1年間に、「木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱」による措置をした市内業者について、30点を減じる。

D : 社会貢献活動等による加算点

木津川市との間で、社会貢献活動に関する協定を締結し、貢献度が認められる市内業者について該当業種に10点を加算する。

また、社会貢献活動に関する協定に基づき、木津川市より出動の要請を受けて、災害対応の現場従事活動（木津川市と合同で実施する防災訓練を含む。）を行なった市内業者に、無償の期間に限り、1災害につき（当該災害に係る要請回数に係わらず）5点を加算する。

E : ISO取得による加算点

ISO9001、ISO9002又はIS014001を認定された市内業者に10点を加算する。

F : 障害者雇用による加算点

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法律」という。）に規定する法定雇用率を達成している場合、及び法律適用外の業者で障害者を雇用している場合は、5点を加算する。

(注1) 市内に主たる営業拠点を有する業者（市内業者）

市内に主たる営業拠点を有する業者（市内業者）とは、下記の要件をすべて満たすものとする。

法人にあっては、①登記上の本店が市内にある、②建設業法上の主たる営業所が市内にある

個人にあっては、建設業法上の主たる営業所が市内にある

(注2) それ以外の業種

それ以外の業種とは、建設工事29業種のうち次に記載する業種とし、当該業種を希望する市内業者には、総合点を付与せず「資格有り」とする。

大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体

(注3) 工事成績による評定点

木津川市が発注した工事の成績による評定点を主観点に反映することについて、令和7年度の資格審査においては、令和4年4月1日以降に発注した工事のうち、令和4年12月1日から令和6年11月30日までに完成検査を受け、合格した工事を対象とし、次の算出基準により評定する。

※工事成績による評定点算出基準

木津川市が発注した上記の期間に該当する資格業種について、木津川市建設工事等検査規程第14条第2項（平成19年告示第116号）で定める工事成績評定表により求められる成績点数の次式により加重平均した値に基づく次表による評定点（B）をもって評定する。

$$\text{算式：加重平均} = \frac{\{(\text{請負額1}) \times (\text{工事成績1}) + \dots + (\text{請負額n}) \times (\text{工事成績n})\}}{\{(\text{請負額1}) + \dots + (\text{請負額n})\}}$$

評定表（平均値の下限は「以上」、上限は「未満」）

平均値	～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～85	85～
評定点	-40	-30	-20	-10	0	+10	+20	+30	+40

※備考 市外業者とは、前掲に規定する市内業者以外の業者をいい、市外業者については、総合点の付与は行わない。

【その他】

入札参加資格の申請時期について

- 1 入札参加資格の申請時期は2会計年度ごとに2月1日から2月末日までとする。次の定期審査年（令和8・9年度）の申請時期は、令和8年2月1日から2月末日までとする。
- 2 定期審査の翌年（追加審査年）に、新たに資格審査を受けようとする者については、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間を有効期間として、申請書を提出することができる。申請時期は令和9年2月1日から2月末日までとする。
- 3 市内業者で新たに資格審査を受けようとする者については、各当該年の8月20日から8月末日までの間に、臨時に資格審査の申請書を提出することができる。
- 4 市内業者については、追加審査年の申請時期に、木津川市が別途通知した追加書類を指定した期間内に提出すること。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(主観点)</p> <p>D : 社会貢献活動等による加算点</p> <p>木津川市との間で、社会貢献活動に関する協定を締結し、貢献度が認められる市内業者について該当業種に 10 点を加算する。</p> <p>また、社会貢献活動に関する協定に基づき、木津川市より出動の要請を受けて、災害対応の現場従事活動（木津川市と合同で実施する防災訓練を含む。）を行なった市内業者に、<u>無償の期間に限り</u>、1 災害につき（当該災害に係る要請回数に係わらず） 5 点を加算する。</p>	<p>(主観点)</p> <p>D : 社会貢献活動等による加算点</p> <p>木津川市との間で、社会貢献活動に関する協定を締結し、貢献度が認められる市内業者について該当業種に 10 点を加算する。</p> <p>また、社会貢献活動に関する協定に基づき、木津川市より出動の要請を受けて、災害対応の現場従事活動（木津川市と合同で実施する防災訓練を含む。）を行なった市内業者に、1 災害につき（当該災害に係る要請回数に係わらず） 5 点を加算する。</p>